

支部名： 大阪南

様式1

2024年度支部活動報告

収入記入欄	①2024年度末(4月末日)残高	61,918
	②2024年度に振込された支部活動費	510,000
	③受取利息等の収入	228
	④収入の合計(①+②+③)	572,146

実 施 内 容	開催日	開 催 場 所	役員 参加人数	参加人数 (役員除く)	主 要 議 題 等	使 用 経 費							
						事務 用品費	旅費・ 交通費	通信費	印刷費	会場費	行事・ 会合費	その他	計
5月支部役員会議	2024/5/11	桃山学院大学	9	2	自己紹介、年度行事概要		10,780	2,653			3,393	4,000	20,826
6月支部役員会議	2024/6/8	桃山学院大学	6	1	自己紹介、年度行事概要		6,740				2,548		9,288
7月支部役員会議	2024/7/13	ダイニングSABO	14	1	学祭役割分担		8,780				21,000		29,780
9月就職懇談会	2024/9/7	桃山学院大学	7	－	就職懇談会		8,200		3,000				11,200
9月支部役員会議	2024/9/14	桃山学院大学	8	1	桃山祭と就職講演会の概要 と準備		9,600				2,000		11,600
9月就職懇談会	2024/9/22	梅田センタービ ル	2	－	就職懇談会		1,780						1,780
10月支部役員会議	2024/10/12	桃山学院大学	8	1	桃山祭土日開催について		9,000				2,099		11,099
11月支部役員会議	2024/11/9	桃山学院大学	7	0	桃山祭準備		9,320				2,070		11,390
大学祭無料休憩所	2024/11/24	桃山学院大学	11	－	無料休憩所運営		14,740				19,734		34,474
12月支部役員会議	2024/12/14	桃山学院大学	10	1	就職講演会準備		11,860				3,250		15,110
1月支部役員会議	2025/1/11	桃山学院大学	9	0	就職講演会準備		9,700				2,970		12,670
就職講演会	2025/2/23	桃山学院大学	12	3	行事運営		13,700	236,300	9,900		9,000	8,110	277,010
3月支部役員会議	2025/3/8	三国ヶ丘付近	8	0	次期人事打合せ		6,020				12,000		18,020
4月支部役員会議	2025/4/12	桃山学院大学	7		次期人事決定		8,320				2,130		10,450
													0
	⑤合計					0	128,540	238,953	12,900	0	82,194	12,110	474,697
										⑥2025年4月末銀行残高 (④－⑤)			97,449

・項目⇒役員会、委員会、〇〇講習会等記入。
・主要議題等⇒開催した主な内容を記入。

2 0 2 5 年 度 支 部 活 動 計 画

様式2

支部名 大阪南支部

実 施 内 容	開催予定日	開催予定場所	役員 参加予定 人数	参加予定 人数 (役員除く)	主 要 議 題 等	使 用 経 費								
						事務 用品費	旅費・ 交通費	通信費	印刷費	会場費	行事・ 会合費	その他	計	
5月支部役員会議	2025/5/10	桃山学院大学	16		新役員決定		15,000				5,000		20,000	
6月支部役員会議	2025/6/14	桃山学院大学	12		業務分担 書式システム共有		15,000				5,000		20,000	
7月支部役員会議	2025/7/12	桃山学院大学	12		支部行事について		15,000				24,000		39,000	
9月支部役員会議	2025/9/27	桃山学院大学	12		大学祭について		15,000				5,000		20,000	
10月支部役員会議	2025/10/25	桃山学院大学	12		大学祭について		15,000				5,000		20,000	
11月支部役員会議	2025/11/8	桃山学院大学	12		大学祭について		15,000				5,000		20,000	
大学祭無料休憩所	2025/11/22	桃山学院大学	12		無料休憩所の運営		15,000				30,000		45,000	
12月支部役員会議	2025/12/13	桃山学院大学	12		就職講演会について		15,000				5,000		20,000	
1月支部役員会議	2026/1/10	桃山学院大学	12		就職講演会について		15,000				5,000		20,000	
2月支部役員会議	2026/2/14	桃山学院大学	12		就職講演会について		15,000				18,000		33,000	
就職講演会	2026/2/21	桃山学院大学	12		就職講演会の実施		15,000	250,000	20,000		15,000	10,000	310,000	
3月支部役員会議	2026/3/14	桃山学院大学	12		課題について意見交換		15,000				24,000		39,000	
4月支部役員会議	2026/4/11	桃山学院大学	12		会計の確認		15,000				5,000		20,000	
合計						0	195,000	250,000	20,000	0	151,000	10,000	626,000	
										⑥2025年4月末日銀行残高		97,449		
										2025年度必要入金額		528,551		

桃山学院大学教育後援会 大阪南支部規約

(名称)

第1条 本支部は、桃山学院大学教育後援会大阪南支部と称する。

(事務所)

第2条 本支部の事務所は、支部長宅に置く。

(目的)

第3条 本支部は、桃山学院大学教育後援会規約(以下「教育後援会規約という」)に則り、桃山学院大学の教育活動に協力し、これを後援することを目的とする。

(事業)

第4条 本支部は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 桃山学院大学教育後援会(以下「教育後援会」という)が行う事業への協力及び支援
- (2) 教育後援会の地域的な諸問題への対処

(会員)

第5条 本支部の会員は教育後援会会員のうち大阪府内南部地域に在住する者とする。

2 南部地域とは堺市・和泉市・泉大津市・泉佐野市・貝塚市・柏原市・河内長野市・岸和田市・泉南市・高石市・富田林市・羽曳野市・藤井寺市・松原市・八尾市・大阪狭山市・阪南市・泉南 郡・泉北郡・南河内郡とする。

(会計)

第6条 本支部の経費は、教育後援会予算における支部活動費及び支部役員会の承認に基づいて受け入れた寄付金で支弁する。

2 本支部の会計年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わるものとする。

3 本支部の収入及び支出については、毎年1回以上会計監査が監査を行い、監査報告書を支部長に提出しなければならない。

(役員)

第7条 本支部に次の役員(以下「支部役員」という)を置く。

- (1) 支 部 長 1 名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 会 計 若干名
- (4) 会計監査 若干名
- (5) 支部委員 若干名

2 前項の支部役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、役員不足等により支部運営に支障が生じる可能性があり、本部および支部が必要と認めた場合は、会員資格の根拠となる学生の卒業・退学・除籍後 2 年を任期の上限として支部役員を継続できる。

(役員の選任)

第8条 支部役員は、支部役員会において、支部会員のうちから選任する。

2 選任された支部役員は、本部の承認を得た後、就任する。

3 支部役員に欠員が生じた場合は、支部役員会において補充選任することができる。

(役員の職務)

第9条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 支部長は支部を代表し、会務を統括する。また、支部会及び支部役員会の議長となる。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し支部長に事故等があるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、支部の会計事務をつかさどる。
- (4) 会計監査は、支部の会計を監査する。

(5) 委員は、支部運営に参加し、会員の中心として活動する。

(顧問)

第 10 条 本支部に顧問を置くことができる。

2 顧問は支部長が推薦し、本部の承認を得て委嘱するものとする。

(会議)

第 11 条 本支部の運営に当たるため次の各項に定めるところにより会議を開催するものとし、会議は支部長が速やかに招集しなければならない。

(1) 支部会

① 定期支部会は毎年 1 回開催し、活動内容・決算・活動計画、支部運営事項等について会員に報告、提案を行い、意見を聴取する。

② 臨時支部会は、必要に応じて開催する。

(2) 支部役員会

支部役員会は、次の事項を審議決定する。

① 支部会において報告する運営事項の原案決定

② 第 8 条第 2 号の規定による支部役員の選任

③ その他、支部会の意見に基づく支部に関する事項

(役員の解任)

第 12 条 支部役員が以下のいずれかに該当すると判断した場合には、本部役員会において出席した役員の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

1. 法令またはこの規則集に著しく違反したとき。
2. 心身の問題のため職務の執行に耐えないとき。
3. 職務上の義務に著しく違反したとき。
4. 役員たるにふさわしくない著しく不適切な行為があったとき。

(緊急事項)

第 13 条 前条の規定にかかわらず、支部運営の円滑化を図るため、緊急事項については支部役員会において議決処理することができる。ただし、本条に基づく処理については、本部役員会の承認を得た後に次回支部会に報告しなければならない。

(法令等の遵守)

第 14 条 本支部は活動にあたり、教育後援会が定める「教育後援会 コンプライアンス規程」・「教育後援会 個人情報保護規程」・「教育後援会 情報セキュリティ規程」を遵守するものとする。

(改廃)

第 15 条 この支部規約は、本部役員会の承認を得て改廃することができる。

附則: 本会の設立年月日は、1985(昭和60)年8月1日とする。

この規約は、1989(平成元)年 9 月 21 日から実施する。

この規約は、1993(平成 5)年 9 月 9 日から、一部改訂し暫定執行する。

この規約は、1994(平成 6)年 6 月 5 日から、改訂施行する。

この規約は、1994(平成 6)年 12 月 10 日から、一部改訂し暫定執行する。

この規約は、1995(平成 7)年 6 月 11 日から、改訂施行する。

この規約は、2003(平成 15)年 6 月 15 日から実施する。

この規約は、2019(令和元)年7月8日から実施する。

この規約は、2020(令和2)年9月26日から実施する

この規約は、2025(令和7)年6月14日から改正施行する。